

警務甲達第21号
令和5年3月14日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

特殊勤務手当の取扱いについて

特殊勤務手当の取扱いについては、福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年福井県条例第38号。以下「条例」という。）、福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和31年福井県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び特殊勤務手当の取扱いについて（平成30年警務甲達第20号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、条例、規則等が一部改正されたことにより、特殊勤務手当の取扱いを令和5年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年3月31日をもって廃止する。

記

- 1 特殊勤務手当の手当区分ごとの作業又は業務（以下「作業等」という。）内容及び支給要件
別表のとおり
- 2 特殊勤務手当整理簿兼実績簿の作成及び保管
特殊勤務手当を支給した場合は、特殊勤務手当実績簿兼整理簿（別記様式）を作成し、保存期間は会計年度で5年とする。

別表

番号	手当区分	支給対象者及び作業等内容 (この欄中、職員とあるのは警察職員をいう。)	支給区分
1	死体処理作業に従事する職員の手当 (条例第13条第1項第2号) ※注1	<p>1 死体の収容作業</p> <p>(1) 支給対象者 人の死体の収容の作業等に従事した職員</p> <p>(2) 作業等の内容 い死体、水死体、交通事故、災害事故等による死体等に直接接触した収容、運搬、引揚げ等の作業とする(職務上又は捜査指揮上現場臨場した場合等、死体に直接接触しなかった場合は、対象とならない。)</p> <p>2 死体の検視作業</p> <p>(1) 支給対象者 人の死体の検視の作業に従事した職員</p> <p>(2) 作業等の内容 い死体、水死体、交通事故、災害事故等による死体等の検視の作業とする。</p> <p>3 死体の解剖補助作業</p> <p>(1) 支給対象者 人の死体の解剖補助の作業に従事した職員(検視官を含む。)</p> <p>(2) 作業等の内容 人の死体の解剖に立ち会い、医師の指示のもとに各種検査、記録、測定、写真撮影等の犯罪鑑識作業に従事したとき。</p> <p>4 人事委員会が心身に著しい負担を与えると認める死体処理作業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 手足の皮膚が容易に剥がれる状態若しくはこの状態より更に死後経過の進行した状態又は損壊の程度がこれらの状態以上である死体に係る1及び2の作業</p> <p>(2) 3の作業</p>	1 体
2	潜水作業に従事する職員の手当(条例第17条)	海、湖、河川等において、潜水用具を用いて人命救助、犯罪捜査等の作業に従事したとき。	1 時間
3	特殊現場作業に従事する職員の手当 (条例第20条第1項第8号)	警備艇わかさに乗船し、海上において監視等の作業に従事したとき。ただし、給料の調整額の支給を受ける職員を除く。	日 額
4	災害応急作業等に従事する職員の手当 (条例第22条第1項)	<p>第2号</p> <p>豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は鑑識の作業で</p> <p>○ 福井県警察に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、職員が災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に引き続き2日以上従事した場合</p>	日 額

		<p>○ 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認める場合 の作業に従事したとき（人事委員会が著しく危険であると認める作業に従事した場合又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域であって人事委員会が認める区域において当該作業に従事した場合は、手当額に百分の百に相当する額を加算した額とする。）。</p>	
		<p>第3号 大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、災害警備等の作業に引き続き2日以上従事したとき（人事委員会が著しく危険であると認める作業に従事した場合又は災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域であって人事委員会が認める区域において当該作業に従事した場合は、手当額に百分の百に相当する額を加算した額とする。）。</p>	
5	<p>爆発物取締等作業に従事する職員の手当 （条例第27条）</p>	<p>1 爆発物取締等作業手当 火薬類又は高圧ガス等の製造又は貯蔵を行う施設において災害調査の作業に従事したとき。 2 爆発物又はその疑いのある物件（以下「爆発物等」という。）に接近して行う爆発物等の処理作業のうち次の作業に従事したとき。 (1) 爆発物等の種類等の識別又は認定の作業 (2) 危険防止のため爆発物等の周囲に砂袋、タイヤ等を積み上げる遮蔽作業 (3) 爆発物等の冷却作業 (4) 爆発物等のエックス線撮影作業 (5) 爆発物等の処理筒への収納又は搬送の作業 (6) 爆発物等の解体作業 (7) 爆発物等の爆破のための特に危険な作業 3 その他次に掲げる作業 (1) 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピル）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業 (2) 容器等封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で当該特殊危険物質等の発散又は漏えいのおそれがある作業 (3) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（（1）及び（2）に掲</p>	日 額

		<p>げる作業を除く。)</p> <p>(4) 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で、当該特殊危険物質が発生するおそれがある作業</p>	
6	<p>夜間特殊業務に従事する職員の手当 (条例第40条)</p>	<p>1 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき。ただし、管理職手当の支給を受ける職員及び照会センター勤務以外の警察行政職員を除く。</p> <p>2 職員が、突発的に発生した業務に従事するために、正規の勤務時間(休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。)に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、従事した時間の全部又は一部が夜間(午後9時後翌日の午前5時前の間の時間に限る。)にわたるとき。ただし、管理職手当の支給を受ける職員を除く。</p>	勤務1回
7	<p>主として私服職員の従事する犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務 (条例第41条第1項第1号)</p>	<p>主として犯罪の予防、捜査、被疑者逮捕の業務(取調べ等の補助者を含む。)及びこれら業務の通訳の業務に従事したとき。</p>	日額
8	<p>指紋、手口、写真、理化学の知識等を利用して行う犯罪鑑識業務 (条例第41条第1項第2号)</p>	<p>鑑識課、科学捜査研究所、捜査第一課の手口係及び警察署の鑑識係に属する職員が指紋、足こん跡、手口、写真、化学、法医学、物理学、心理学、文書又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識業務に従事したとき。</p>	日額
9	<p>交通の取締り若しくは交通事故の処理又は交通事件若しくは交通事故に係る道路上の捜査の業務 (条例第41条第1項第3号) ※ 全て道路上において行う作業に限る。</p>	<p>1 高速自動車国道における交通の取締り又は交通事故の処理の業務に従事したとき。</p> <p>2 1の業務以外の交通の取締り又は交通事故の処理の業務(番号10欄に掲げる業務に該当するものを除く。)に従事したとき。</p> <p>3 高速自動車国道における交通事件又は交通事故に係る捜査の業務で人事委員会の定めるものに従事したとき。</p> <p>4 3の業務以外の交通事件又は交通事故に係る捜査の業務で人事委員会の定めるものに従事したとき。</p> <p>5 3及び4の「人事委員会の定めるもの」は、次の業務をいう。</p> <p>(1) 交通人身事故の発生現場において行う実況見分、証拠採取活動並びに被疑者、被害者及び参考人に対する事情聴取(再見分を含む。)の業務</p> <p>(2) 暴走族に対して検挙を目的として計画的に行う捜査及び取締り業務</p> <p>(3) 飲酒運転、酒気帯び運転及び無免許運転に該当する者を検挙した場合の業務</p> <p>6 交通巡視員が、歩行者の通行の安全確保、停車又は駐車規制の励行、その他道路における</p>	日額

		交通の安全と円滑に係る指導業務に従事したとき。	
10	交通取締用自動二輪車（以下「白バイ」という。）の運転業務（条例第41条第1項第4号）※注2	白バイに乗務することを本務とする職員が、白バイを運転して交通指導取締業務に従事したとき。	日 額
11	無線警ら自動車（以下「パトカー」という。）その他特殊自動車の運転業務（条例第41条第1項第5号）※注2	1 パトカーの乗務を本務とする職員が、パトカーを運転して警ら業務に従事したとき。 2 交通取締用自動車、白バイ及びパトカーを除く特殊自動車を運転する業務に従事したとき。	日 額
12	留置施設の看守業務（条例第41条第1項第6号）	被留置者の看守作業等（看守補助業務、護送業務等を含む。）に従事したとき。	日 額
13	警ら業務（条例第41条第1項第7号）	交番、駐在所等の所管区において警ら業務に従事したとき。	日 額
14	青少年の補導業務（条例第41条第1項第8号）	少年の補導、有害環境の発見、心理及び性格判定等少年の非行防止業務に従事したとき。	日 額
15	核物質輸送の警備業務（条例第41条第1項第9号）	核物質及び原子力施設の防護に関する条約（昭和63年条約第6号）付属書1の2（b）に規定する第一群の核物質の輸送車両に追従し、又は先導して行う輸送警備業務に従事したとき。	日 額
16	犯罪の捜査に関する日本国外における情報収集業務（条例第41条第1項第10号）	日本国外において犯罪の捜査に関する情報収集業務に従事したとき。ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。 1 特定の個人又は団体についての犯罪に関する調査のための情報収集であること。 2 当該業務に従事する際には、現地の公的機関等に所属する職員等が同行しないこと。 3 当該業務に従事する時間が1時間以上であり、かつ、危険な地域において行う業務であること。	日 額
17	警衛又は警護の業務（条例第41条第1項第11号）	皇族、政府要人等の側近にあつて、警衛又は警護の業務に従事したとき。	日 額
18	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う業務（条例第41条第1項第12号）	1 銃器又はクロスボウの使用が確認され、又は推測される犯罪現場における犯人の逮捕等業務に従事したとき。 2 銃器又はクロスボウを所持する犯人の逮捕業務に従事したとき。 3 1及び2の業務に付随して行われる固定配置の業務（2の場合においては、銃器又はクロスボウを使用した犯人の逮捕業務に限る。）に従事したとき。 4 暴力団事務所等張り付き警戒業務に従事したとき。	日 額

			5 暴力団等からの危害を未然に防止するために行う保護対策のための身辺警戒業務又は固定警戒業務に従事したとき。	
19	山岳遭難者の救助又は捜索の業務 (条例第41条第1項第13号)		山岳遭難者の救助又は捜索の業務(山岳遭難者の救助又は捜索に係る訓練に従事した場合を除く。)に従事したとき。	日額
20	航空業務に従事する職員の手当 (条例第42条) ※注3	操縦士	操縦士が航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等に従事したとき。	1時間
		整備士	整備士が航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等に従事したとき。	
		その他の職員	航空機に搭乗し、捜索、救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の業務に従事したとき。ただし、単なる視察、目的地までの到達の手段とするための搭乗を除く。※注4	日額
			航空機に搭乗し、捜索、救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の業務のため飛行中の回転翼航空機から降下した日があるとき。※注4	

1 時間を支給の単位とする手当の取扱い

時間を支給の対象としている特殊勤務手当の支給の基礎となる時間数は、その給与期間の合計時間数(手当の額に区分があるときは、その区分ごとの合計時間数)によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 条例第41条第1項各号の手当の取扱い

犯人逮捕のように、従事時間が短時間であっても著しい危険が伴うような業務を除き、30分以上当該業務に従事した場合を支給対象とする。

注1 死体処理作業は、死体1体につき原則5人以内とし、6人以上になるときは、本部の警務課と協議すること。

2 白バイ、パトカー、交通取締り用自動車その他特殊自動車の運転作業に従事する場合、福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令(平成29年福井県警察本部訓令第9号)に規定する認定を有する者に限る。

3 航空業務手当の支給の基礎となる搭乗時間は、航空交通管制の行われている飛行場においては機長が航空管制官と連絡の上、発進したときから着陸終了を航空管制官に通報したときまでの間をいい、その他の発着場においては航空機が離陸の目的で発進したときから着陸をして停止したときまでの間をいう。

4 条例第42条第1項第1号のロ「航空機の操縦の練習または教育訓練の業務」に記載されている教育訓練の範囲には、操縦訓練教育のほか、捜索救難等の教育訓練も航空業務に従事する職員の手当の支給対象となる。

別記様式省略